

國學院大學學術情報リポジトリ

福島研究会・見学会

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梧陰文庫研究会, 高塩, 博, 松本, 登, 高塩, 博, 赤城, 弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000110

福島研究会・見学会

梧陰文庫研究会

(代表・小林 宏)

梧陰文庫研究会は、平成八年夏の高知シンポジウムに引き

続いて、平成九年七月二十三日から同二十五日の日程で、福島県三春町及び会津若松市において「明治国家と東北の自由民権運動」をテーマとして、研究会を開催した。なお、研究会に前後して、松本 登、赤城 弘両氏のご案内により、白河周辺(二十三日)、三春町周辺(二十四日午前)、会津若松市周辺(二十五日午前)の史跡等をそれぞれ見学した。その詳しい日程と研究会の報告内容は、以下の通りである。

日 程

第一日 七月二十三日(水)

マイクロボスにて、白河の関跡、南湖公園、小峰城等を見学の後、白河市歴史民俗資料館で、戊辰戦争の説明を受けた。

第二日 七月二十四日(木)

午前中、徒歩で、龍穩院、紫雲寺、藩校の門、三春城跡、民権学塾正道館跡、歴史民俗資料館・自由民権記念館を見学

午後一時より 三春町立歴史民俗資料館にて研究会

第一四〇回 梧陰文庫研究会

〈報告〉

①高塩博氏(國學院大學日本文化研究所教授)「白河薬翁と熊本藩」

②松本登氏(福島自由民権大学代表)「戊辰の役と三春の自由民権運動」

③山下重一氏(國學院大學名誉教授)「三春正道館」

なお、研究会終了後、在任の研究者等との懇親会を行った。

〈研究会出席者〉

小林 宏、坂本一登、須藤 茂、高塩 博、山下重一(以上、國學院大学)、赤城弘(喜多方市史編纂専門委員)、河野信三、竹田行之(福沢協会理事)、田崎公司(千葉大学)、松本 登(福島自由民権大学代表)、大網孝也、大浦太治、胡 慧娟、小松崎敏孝、瀬賀正博、長又高夫、野田武志、宮部香織(以上、本学大学院学生)、竹内英治(文京大学大学院学生)、神波絵里、篠井健(以上、本学学生)

第三日 七月二十五日(金)

午前、マイクロバスで会津へ、途中、猪苗代湖、滝沢本陣、飯盛山、鶴ヶ城、福島県立博物館等を見学

午後三時より 会津若松市中央公民館にて研究会

第一四一回 梧陰文庫研究会

〈報告〉

赤城弘氏(喜多方市史編纂専門委員)「会津の自由民権運動」

〈研究会出席者〉

小林 宏、坂本一登、須藤 茂、高塩 博、原田一明、山下重

一(以上、國學院大学)、赤城弘(喜多方市史編纂専門委員)、

竹田行之(福沢協会理事)、大網孝也、大浦太治、胡 慧娟、小

松崎敏孝、瀬賀正博、長又高夫、野田武志、宮部香織(以上、

本学大学院学生)、竹内英治(文京大学大学院学生)、神波絵里、

篠井健(以上、本学学生)

白河楽翁と熊本藩

高 塩 博

（日本文学研究所教授）

はじめに

白河楽翁すなわち松平定信（宝暦八年・一七五八〜文政十二年・一八二九）は、天明三年（一七八三）十月、陸奥国白河藩十一万石を襲封し、同七年（一七八七）六月、譜代の諸大名の衆望を背にして幕府老中の首座に就いた。八代將軍吉宗の孫にあたるとはいえ、三十歳の若さである。翌八年三月には、保科正之以来の將軍補佐という職に任ぜられた。時の將軍家斉がわずか十五歳にして、幕政を視るに充分な年齢に達していなかったからである。その若い定信が幕府の寛政改革を強力に推し進めることになる。定信は寛政五年（一七九三）七月に老中を退くまで、幕府政治を指導すること約六箇年、その後は五十五歳の文化九年（一八一四）四月まで白河藩主の地位にあった。

白河藩主として又幕府老中として定信が実施に移した諸政策中、熊本藩における宝暦の藩政改革の政策を参考としたものが少なからず存するようと思われる。たとえば、白河藩における藩校時習館の創設、幕府の人足寄場制度、同じく幕府の医学教育機関医学館の設立等がそれである。これらは、熊本藩の藩校時習館、徒刑制度、医学校再春館等から何がしかを学びとって

いるように思うのである。

そこでこの報告は、松平定信と熊本藩の接点をさぐるとういのである。周知のように、「楽翁」というのは、定信が白河藩主を退いた後に用いた号である。本報告を「白河楽翁と熊本藩」としたのは、この研修旅行が白河の地を訪れることに因り得ることである。

一 立教館教授本田東陵

松平定信は、寛政三年（一七九一）十月、白河藩に藩校立教館を創設し、初代の教授（今日の学長に相当）に熊本藩出身の本田東陵を起用した。

本田東陵（享保十年・一七二五〜寛政八年・一七九六）は、熊本藩家老有吉氏の家臣であり、熊本藩の儒官秋山玉山の門に学んだ。名を常安、辨助と称した。別号を蘭陵という。彼が白河藩に仕えたのは明和八年（一七七二）、四十七歳のときである。東陵は定信の白河藩世子時代の師をつとめ、定信が藩主に就いて白河に入部すると、それにつき従って白河に赴き、諸生を教えた。立教館教授に就任する前年の身分は、使番格の儒者として百五十石五人扶持であった。

立教館の竣工なった寛政三年十月、東陵は「学館記」を著してそこに藩校創立の目的や藩校の機構等を述べているが、彼は立教館を構想するにあたり、熊本藩の藩校時習館を参考としたようである。彼の師秋山玉山は時習館の初代教授であり、「時習館学規」を著して藩校の規模や内容を定めた人物である。「松平

定信と敬神尊皇の教育』（昭和十八年、北海出版社）の著者深谷賢太郎氏は、「時習館学規」と立教館の「学館記」とをくらべて、繁簡の別こそあれ、機構に於て相通するものがある。蓋し定信公の立教館を創設するに当つて、範を時習館に資るところがあつたによるものであらう。況んや公は世子時代から細川重賢に私淑せらるゝに於てをやである。

と指摘している（同書八三頁）。
定信は、本田東陵を通じて藩校の制度をはじめとする熊本藩の諸制度や政策についての情報を入手することが可能であつたと考へてよいであらう。

二 熊本藩主細川重賢との交友

定信は、自叙伝とも言うべき『宇下人言』の中で、次のように述懐している（『宇下人言・修行録』岩波文庫版五八頁、昭和十八年初版）。

このとき細川故越中守・松平越後守などにいとねもごろに交りて経済の事などかたりあふ。たび／＼予が亭へも来り給ふ。

「このとき」は天明四年（一七八四）春のことで、定信が藩主に就任後、はじめて白河に入部する直前のことである。「細川故越中守」が細川重賢である。重賢は天明五年十月に六十六歳で没したから、『宇下人言』を執筆した時（寛政五年の頃といわれる）には故人であつた。ちなみに、「松平越後守」は、美作国津山藩の五代松平康致、定信より六歳年長の三十三歳である。

細川重賢は定信よりも三十八歳も年上、この頃、重賢は名君として世に聞こえていた。それは宝暦の藩政改革を成功させ、危機に瀕していた財政を建てなおし、行政機構を刷新し、その他、人材の育成を念頭においた諸改革をなしたからである。定信は白河入部に先立ち、「経済」すなわち「経世済民」、いかにして国を治め、どのようにして民を寧んぜしめるかという方策について、大先達の細川重賢に教えを乞うたものと思われる。重賢は定信の白河藩邸を訪れることが度々あつたというが、逆に定信が熊本藩邸に重賢を訪ねて「政務の要」を質問することがあつたことを、宇野東風著『細川霊感公』（四二一～二頁、明治四十二年、熊本・長崎書店）が伝えている。

定信の子孫松平定光氏は、岩波文庫版『宇下人言・修行録』の解題中に、定信は「天明五年再び参観するや、心ある諸侯にしてその門を叩き、経国の方策、修養等につきて教を乞ひ、又共に研究するもの少くなきに至つた」と述べている。細川重賢は定信にとつて相談相手、否、教えを乞う師とでも言うべき一人であつただろう。細川重賢は八代将軍吉宗に対して尊敬の念をいだき、宝暦の藩政改革は幕府の享保改革を参考とした点があるといわれている。したがつて、祖父吉宗を敬慕する定信は、重賢との間に共通する豊富な話題をもつていたと思われる。

定信自身は重賢を評して

細川越中守重賢、為人寛仁而容衆、功業日新、名声冠于世、同、時紀公亦有盛名、故世人論諸侯者、必称紀越、と記している（松平定光「松平定信を中心とする諸侯の教養」

徳川公継宗七十年祝賀記念『近世日本の儒学』所収一四三頁、昭和十四年、岩波書店。

三 熊本藩家老堀平太左衛門への褒詞

寛政元年（一七八九）九月十九日、將軍家斉は堀平太左衛門の勲功を聞き及び、平太左衛門に対してお褒めの言葉を賜った。熊本に居た平太左衛門は翌月の二十四日、江戸から到着した使者よりこの事を聞かされた。陪臣が將軍からの褒詞を賜るのは異例に属する。

このことの舞台裏の主役は松平定信である。つまり、熊本藩政における平太左衛門の功績を將軍家斉の耳に入れたのは定信であり、將軍の褒詞を時の熊本藩主斉茲なりしに伝達したのも定信なのである。

堀平太左衛門（享保二年・一七一六〜寛政五年・一七九三）は重賢によって拔擢されて大奉行、中老、家老へと昇進し、宝暦の藩政改革を統括し、これを成功に導いた第一の功臣である。彼は寛政四年（一七九二）、七十七歳をもって隠居がゆるされるまで、実に四十一箇年の長期にわたって藩政の中樞にあつた。

お褒めの言葉に接した平太左衛門は、その後江戸参府の際、御礼言上のために定信のもとを訪れている。定信は、平太左衛門に向つて、熊本藩における在方や町方の統治につき具体的に問い質したが、平太左衛門はこれに答えて、それらは那代や町奉行に任せてあるので必要とあらば彼らを熊本から呼び寄せましょうと一蹴してしまう。そこで定信が、熊本藩政における平

太左衛門の役目は何かと問うと、平太左衛門は「兼て老人役を務申候間、越中守より申付候儀、宜からず候へば私手切に差返申候」と応答したために、定信は「聞しに益たる老人なり、吾天下の大老として小事に目を付、平太左衛門に賜を見られたり」と恥じ入ったという。この逸話は『堀大夫行跡略記』（武藤殿男編『肥後先哲偉蹟』正統合巻一八頁、明治四十四年、隆文館）に伝えるものであり、それ故、堀平太左衛門を美化しているが、大筋において事実を伝えていると思う。

よつて考えるに、松平定信は熊本藩政に関心を寄せており、様々な政策を実施に移してゆく堀平太左衛門の手腕を高く評価していたのだと思う。

四 亀井南冥著『肥後物語』の入手

福岡藩の儒者亀井南冥（寛保三年・一七四三〜文化十一年・一八一四）は、若い頃よりたびたび熊本に遊学し、彼の地の学者とも深交を結んで、宝暦改革を経た熊本藩政のすぐれていることを見聞した。『肥後物語』は、その見聞にもとづいて、熊本藩の政治・制度の秀でた点、堀平太左衛門をはじめ稲津弥右衛門、敷市太郎等諸有司の善行などを、全二十七箇条にわたって記した書である。天明元年（一七八一）の序文を有する。

著者の亀井南冥は藩主黒田治之の侍講をつとめており、福岡藩政の参考としてもらう目的をもって本書を著したのである。ここには勿論、藩校、徒刑についての具体的な記述も存する。本書は亀井南冥の名声とともに写本をもって全国的に流布し、

熊本藩政を喧伝するのに少なからず貢献した。

松平定信は、はやくも寛政二年（一七九〇）正月よりも前に本書を入手した。目黒道琢という市井の医者もたらしたのである。このことは、本学図書館所蔵の『肥後物語』写本に存する奥書が次のように語る。以下にその奥書を掲げよう（読点、傍点、括弧は引用者）。

此本は、秋元但馬守様御家老岩田彦助蔵本にて御座候處、江戸日本橋南四丁目岩倉町居住医師目黒道琢もらひ申候由、当正月、右之本道琢方より借用仕候間、道琢方へは私書写仕候本を差返、右蔵本所望仕候、江戸中にも方々流布仕候様見聞仕候、道琢は白川侯御出入之者にて、御座候間、彼方にも差出申候、由承申候、此本は筑前龜井主水著述にても可有之哉と評判仕候、以上

〔寛政二年〕六月十五日

中山市之進

松平定信は、福岡藩の儒者龜井南冥が熊本藩の政治をどのようにつまえているか、興味津々の思いをもって本書を読み進んだに違いない。

むすび

以上に見たように、松平定信は白河藩世子時代より熊本藩とは因縁浅からぬ環境に置かれ、また定信自身も熊本藩政治には多大の関心を寄せていたように思う。

大藩であるとはいえ、熊本は外様藩である。定信はその藩主細川重賢に「経済」や「政務の要」について教えを乞うたので

ある。定信は熊本藩の改革に注目し、それを実施した重賢の功績とともに、重賢その人の為人をも評価していたのである。改革の立役者堀平太左衛門への褒詞は、まさにこのことを象徴している。

戊辰の役と三春の自由民権運動

松本 登

（福島自由民権大学
代表）

はじめに

梧陰文庫研究会の皆さんを迎えた福島県三春町は、滝桜や三春駒で知られた小さな城下町である。藩政時代の領主は秋田氏で、遠祖は津軽地方に水軍を擁して、蝦夷官領として君臨した貞任の直系を伝える名族で、戦国時代には松山城（能代市）、湊城（秋田・土崎）を本拠に出羽一円を治めていた安倍姓安東氏であった。やがて常陸の佐竹氏と入れ替りに宍戸（茨城県友部町）に移封されたのち、江戸時代初期三春に移って明治に至る二二〇年間五万石を領した。

幕末、戊辰の役に直面した三春藩はいち早く勤王の藩議を固めながら、やむなく奥州列藩同盟に組して表裏二面の態度に出ることを余儀なくされた。

やがて、この町に興った自由民権運動は、県内は勿論全国の運動の指導的役割を演じ、「西」の土佐に対して「東」の三春と呼称された。

ここでは、戊辰の役の三春藩の動向と、何故この阿武隈山間のこの地に、我が国近代史を飾る自由民権運動が発祥したのか、そしてそれがどう展開されていったのかを次に述べてみたい。

一 戊辰の役と三春藩の動向

慶応元年三春藩十一代藩主を継いだのは僅か八歳の秋田映季であった。後見は叔父秋田主税で、慶応四年戊辰の役の際は映季十一歳の時である。

前年の慶応三年十月、將軍慶喜が大政を奉還して征夷大將軍を辞し、全国各藩に対して朝廷への恭順が布告された。これを体した藩は直ちにこれを藩士に達した。これより先朝廷の諸藩招集に当って秋田主税は、重臣会議によつて、「勤王の藩論を決し」、三春藩の去就はこの時に決まっていた。その年の十二月藩主名代として年寄秋田広記を上洛させ、公卿大原重徳と接触するなどして藩の所信を表明した。

明けて慶応四年征東の朝命が下つて、三春藩はあくまで勤王の初志を貫徹するため秋田右近を江戸詰として出府させ、四月、江戸城引き渡し後大総督有栖川宮を芝真乗院に伺候して藩の意志を通じて帰藩した。

朝廷側は、会津、庄内両藩を追討するため三月下旬鎮撫使の一行が仙台に入り、藩校を本営として着々征討策を講じ、福島には長楽寺に奥州軍事務局を置いて諸藩の軍事方を出仕させた。一方、三春藩を含む奥羽の十四藩が白石に会して会津藩嘆願の評議を行い、のち十藩を加えて九条総督に会津藩の赦免嘆願書を出したが、総督はこれを拒否し即刻討伐を命じるに至った。

これには世良参謀らの強硬意見があつたといわれ、のちに世良の「奥州皆敵」とする大山参謀宛密書が露頭し、閏四月二十一

日仙台兵に捕らえられた参謀世良修蔵が福島で斬殺されるといふ事件が起こった。

嘆願拒否でにわか情勢が一変し、米沢、仙台の両藩が主唱してまず奥羽十五藩の家老が白石に会合して、新政府に對峙する列藩同盟を結ぶこととし、仙台藩主を盟主に二十五藩によつて奥羽列藩同盟が結ばれた（のち越後六藩が加わり三十一藩となる）。

この同盟に對して三春藩は、大浦伝内を白石に派遣して已むなく賛意を表したが、もとより藩の本意でなく、彼は帰藩後秋田伝内と改称して勤王の名実に備えたが、藩の本旨が勤王にあることを同盟列藩に漏れるのを恐れて藩内にも徹底できず、藩校学長山地純之助ら十余名の志士は、藩当局の行動は姑息な手段であるとして、堂々と勤王の大義を表すべきだと画策した程であった。

この頃会津藩兵が同盟軍と共に白河城を占領したのに対し、西軍は太田原を出発して白河進撃を開始し白坂口で東軍と激突して東軍が勝利した。その後西軍は援兵兵器を増強して再び同盟軍との激しい戦闘を繰り返して遂に白河城を攻略するに至った。

三春藩も同盟軍と共に白河に兵を送り、また石川方面に出兵して表面上同盟軍との歩調を合わせる反面、藩に軍事掛を設けて同盟軍との折衝を開始した。しかし同盟への協調は藩の本意でないことを朝廷に表明して帰順を嘆願するため、急遽密使を上洛させることとした。嘆願使となつたのは藩校学長山地純之

助、同教授熊田嘉善で、二人は京都堀川の藩邸留守居役秋田広記と京都弁事役所に向いて宍戸参議に具申、また大原重徳を介して岩倉具視に藩情を陳弁するなどして朝廷より次の勅書を受け帰藩した。

敬感勅書

秋田万之助

奥羽諸藩順逆ヲ不弁、賊徒へ相通シ、官軍ニ抗衡候者モ不少数に候處、其方小藩ヲ以テ敵中ニ孤立、大義ヲ重シ、方向ヲ定、從來勤王之志、君臣一意徹底致シ居候段、神妙ノ至ニ候、百折不撓大節ヲ全可致候、不日官軍諸道ヨリ進撃救援可有之ニ付、此旨相心得可申候条

御沙汰候事

六月

しかしこの勅書を受けた山地らが帰国した翌日、京都に在つた秋田広記は、棚倉方面の三春隊の行動に疑念が向けられて、突如禁足の御沙汰書を受けるといふ明暗の苦衷の中で謹慎した。

七月に入つて列藩同盟軍が、棚倉に在つた官軍を攻めようとして浅川の戦闘で敗れ、兵を須賀川、郡山に退いた時、三春、守山の二藩は反盟の疑いありとして、三春藩は一挙攻撃の危機にさらされ、そのため仙台藩の部将塩見主税が三春入りするなど緊迫した情勢にあつた。更にたまたま鳥取、大村両藩（共に秋田家縁戚）に随行して平口に居た江戸留守居吉見簾蔵父子の密書が露頭するなどして、外事掛の同盟側に対する弁明は困難をきわめたが、藩はこのため仮に吉見父子を投獄するなどし

て糊塗し、事なきを得た。

この頃、藩の本意を知らない民間の志士達はその行動に不安を抱き、河野広胖、影山東吾らは密かに棚倉に在った官軍に接触して土佐藩の断金隊に入つて軍用地図の製作に協力した。続いて秋田主計、佐久間昌言らの藩士及び河野広胖・広中兄弟、安積儀作ら商家の有志が潜行して棚倉に入り、三春帰順に理解を示した断金隊長美正實一郎を介して官軍参謀板垣退助に接し、官軍打ち入りに対する内示を受けた(因みにこれら板垣に面識を得た有志たちは、後に挙つて自由民権運動に参画する)。一方同盟側では、これら三春藩の行動に疑問を持ち、軍事局は密偵を放つて内偵を進め二本松藩は兵を城下に進めて威嚇したが、老臣細川可柳の努力で解決した。

七月二十七日、白河、棚倉を略した官軍は守山口より、平口の官軍は新町口より前後して三春に入り、藩主後見秋田主税が重臣と共にこれを出迎えて、無血開城となつた。

これを後日の俗謡に「会津いのしし、仙台むじな、三春きつねにだまされた」と罵声を浴びせられてきたが、「無謀の死人を出すまい」とし、一戦も交えず開城し、「一步を過らんか、藩邦は挙げて焦土と化せん」ことを恐れて官軍を饗導したのも、「一時の権宜」を超え、新時代を展望した賢明な対処であつた(「内は秋田主税の述懐」)。

二 三春の自由民権運動

1 自由民権運動の発祥の素地

我が国近代の夜明け、この地にいち早く興つた自由民権運動を考へる場合、その素地として次のことが挙げられる。

その第一は、新時代を迎えた戊辰の役への対処である。

三春藩が藩校明德堂の学問を中心に培つてきた文化的風土は、武士階級に留まらず広く庶民の間にも算学、絵画、俳諧など驚くべき伝播を見せていた。このことは、山間の小藩三春に在つても広く時代を見る眼を育てた。そして幕府の大政奉還を見ると直ちに勤王の藩義を決し、藩、民挙げて列藩に孤立する困難な戊辰の役を乗り切つたことである。

例えば、農民の子で藩校に学んだのち医学を修め、江戸に出て坪井信道の門に入つて西洋医学を学んだ熊田嘉善は、藩籍を超えて大小三十余の藩邸に出入りし、他藩の士百名に及ぶ親交をもつたという。中でも水戸藩の藤田東湖とは昵懇の交わりを結び、その招きで那珂湊に反射炉築造を成し遂げている。三春藩の勤王の藩義における彼の影響は大きく、戊辰の役では学友の山地純之助と共に藩の密命を帯びて京都に上り、朝廷に帰順の嘆願書を提出して勅書を受け、三春は戦禍を免れたのである。彼は時代を洞察した開明的思想家と言ふべき人物でその門からは後に多くの民権家が育っている。

その第二は、戊辰の役を通じて、土佐人との面識、親交を得たことである。

戊辰七月、板垣退助を参謀として土佐藩を中心とする西軍が、

白河城を落として棚倉を略し、三春をうかがっていた折、河野広胖、影山東吾ら民間の志士らが密かに潜行して西軍に接触し、土佐藩の断金隊に入って軍用地図の製作に協力している。続いて秋田主計、佐久間昌言、同昌後、舟田光暢、河野広胖、広中兄弟、田村蔵之助、安積儀作らが、断金隊長美正貫一郎を介して板垣参謀に会って三春帰順の誠意をひれきし、西軍の三春出迎えを約した。

この時板垣や片岡健吉らと面識を得た彼等をはじめ、官軍と共に会津攻撃に参加した松本茂、佐久間昌言、琴田半兵衛、天野一八らの藩士など、のちの民権運動に大きな役割を果たしている。

その第三は、明治の黎明期に燃えた三春人の向学心である。

戊辰の役の戦火がようやく収まった明治元年の十一月、三春藩士の深間内基（のち土佐立志社英学教師）が福沢諭吉の洋学塾（慶応義塾）に入ったのを皮切りに、同四年には同藩士の加藤木重教、湊直江が同じく福沢の門を叩き、堀井正が大学南校（東大）に入って仏語を修めている。続いて同五年には旧藩主の秋田映季と壁谷可六が慶応義塾に入塾し、明治五年十六歳で上京した三浦守治や同七年に十二歳で上京した村田謙太郎らはいずれも東大医学部に学んでいる（彼らは明治二十四年共に本県第一号の博士号を得ている）。

とりわけこうした他郷に出た青年たちの勉学心と共に、明治六年、三春に英学校が開設されたことは刮目すべきことであった。慶応義塾で学んでいた加藤木重教が学費途絶のため已むな

く帰郷した折り、彼を困んで三春の青年たちから英学校設立の要望が持ち上がった。同調した藩主菩提寺高乾院住職岡大救和尚（のちの民権家）は寺の一室を貸し、始め重教が、のち同じ慶応義塾で学んだ小栗誓（福井県人）を招聘することとして開校した。その第一期の生徒は、岡大救始め宗像穆熙（義塾に学びのち同教授）熊田猪次郎（明治五年初代郵便局長）安積三郎（民権家・正道館長）らで、他に同時期磐前県平町に出来た県立英学校に向いていた山館泰、大山義蔵（教員）横田直治（算学者）菅野健児（岡大救の養子で医師）らが戻ってきて規模が大きくなり、小栗が講師として後を継いだ。

このように、明治という新時代を迎えて、いち早く取り組んだ三春人の、「新時代の学問」への意欲と共に、やがて人民の「自由と民権」という普遍的理念に根ざした「新時代の政治」のあり方を追求したのが三春の自由民権運動といえる。

2 自由民権運動の発祥

戊辰の役以来の同志、商家の河野広中、影山正博（東吾）、藩士の松本茂らははじめ若松県に出仕していたが、明治五年、旧藩県が廃止され大小区制となつて、同六年から河野は常葉戸長、松本は石沢区長などの官職につき、同七年には河野は石川区長、松本は小野新町のち相馬中村区長、影山は原町区長にそれぞれ転じた。

この間河野は常葉戸長時代、代議制を採り入れた「民会」を興したといわれ、また彼の自伝「河野磐州伝」によれば、彼が三春出張よりの帰路、同町の書林川又貞蔵から買い求めたミル

著「自由之理」を馬上で読んで「思想上に大革命を起こし、全く予の生涯に至重至大の一転機を画した」と述べている。ともかく、新政府のもとで制度的に幼い地方自治の官職にあった彼等の間で、欧米の政体論や思想論の翻訳書が読まれていたことが今に残されている書籍類からうかがえる。

明治七年、板垣退助らの「民撰議員設立建白」に始まる議会開設を求める声の昂まりのなかで、翌八年四月、漸次立憲政体を立てるとの詔書を出さざるを得なくなった政府が、その公布と共に設けた第一回地方官会議に、河野と影山が傍聴人として参加して全国の動静を吸収し、ここで磐前県の河野ら十三県の傍聴人らは銀座の幸福安全社で会合を開き、今回の会議では民会の事が人々の最も渴望する所なのに、会議の日程が半ばを過ぎててもその事が議論されない、そこで各議員に働きかけて早く民会の仕法を議定させよう」とする決議に加わっている（明治八年七月七日、東京日日新聞）。

帰県した河野は任地石川地方有志を糾合して同年「有志会」を結成、のち東北初の民権結社「石陽社」の誕生となった。そして同十年の河野の土佐行きは板垣らとの政友としての始まりであった。しばらく滞在した彼は、立志社を尋ねて演説を聞き、他にも片岡健吉、西山志澄、中江兆民、植木枝盛らとの親交の機会を得て（河野・西遊日記）、民権運動への確信を強めた。そして石川に続いて三春でも、河野はじめ戸長野口勝一（水戸藩士で前述熊田嘉善の門弟）及び、既に官職を辞していた松本茂、影山正博らが運動に賛同する町内外有志九十七名をもって、明

治十一年一月「三師社」を結成、社長に河野広中、副社長兼幹事長に松本茂が当たった。

3 民権運動の高揚と弾圧

明治十二年に至って、河野広中が三春戸長に就任、ほどなくして松本茂が替わって、民権の機運は町内及び近郊の庄屋層、神職、僧侶、教員などの間にも広がりを見せた。この年、河野は第三回愛国社大会（大阪）に出席の途次、再び土佐を訪問して託された三師社、石陽社と土佐立志社との間に東、西の連交を結んだ。

翌十三年には、河野、岡大救らが三春から呼びかけて東北有志会を仙台で開き、さらに河野は福島に県内の結社連合組織「共愛同謀会」を結成、第四回愛国社大会では、片岡健吉と共に「国会開設の許可を上願する書」の奉呈委員に選ばれるなど、河野の活動は全国にわたって目覚ましいものがあつた。しかし一方、地元三師社の活動に憂いを抱いた戸長松本始め田母野秀頭、安積三郎らは河野と計って、運動組織の充実や立志学舎に倣った青年民権家育成の学塾の設立、政論誌の発刊等をめざした。そのため土佐より西原清東、弘瀬重正を講師として招聘することとし、安積三郎が高知に向いて両氏を同道した。

明治十四年八月、全国稀にみる公費による民権学塾「正道館」を誕生させ、同時に新たに民権政社「先憂社」を設立して雑誌局を設け、印刷機を購入して政論誌「三陽雜誌」を発行して全国に売り捌いた。こうした充実した運動体制のもとで、自由党

福島部が結成され、その三春組合として町内はじめ郡内農村部にも多くの青年たちの結集をみた。

明治十五年、県令三島庸の福島県赴任と同時に始まった自由党撲滅の弾圧は、正道館の閉鎖命令、雑誌発行の禁止にはじまり、三島の暴政に湧き起こった全県各地の弾劾演説には、度々の中止、解散命令のほか、三春の琴田岩村に一年間の演説禁止、同岡野知荘には国内の演説禁止などの強硬措置で弾圧し、県議会では、当時議長であった河野ら民権派が議案毎号を否決するなど激烈な対立が起こった。

同年秋、三島の会津三方道路開鑿強行問題に端を発した農民の決起には三春地方の農村青年民権家たちが多数応援に出かけて検挙され、福島自由党本部の田母野秀頭は暴徒に襲われるという事件が起こった(喜多方事件)。

この事件を契機に三島による県内自由黨員の一斉検挙が行われ、河野はじめ一千余の幹部、活動家が獄に繋がれた。その過酷な取り調べによって三春からは拷問死した者が出たほどで、国事犯の廉で東京高等法院に送られた県下五十七名のうち三春地方からは二十四名の多きに達した(福島事件)。

4 加波山決起の青年たち

福島事件の結果は、河野の輕禁固七年、他の五名は六年の判決で下獄したが田母野は獄死した。しかし、松本茂等はこの弾圧に屈せず、植木枝盛や宮部襄らの援助を得て三春に法律研究会を組織し、自由挽回に腐心していた。同時に立志社で学んだ河野広鉢(広中の甥)や、同じく土佐に遊学した五十川元吉、

山口守太郎、三陽雑誌編集長の琴田岩村ら正道館で学んだ青年たちは、会津、栃木、茨城、愛知等の同志と図つて実力による政府転覆を企図した。

明治十七年、宇都宮の県庁移転祝賀に出席の政府高官爆殺を企てたが失敗、茨城県の加波山々頂に革命の義旗を立て、天下に檄文を配つて同志の決起を促したが、遂に失敗に終わった。

決起の志士十六名のうち三春人五名は、いずれも正道館で学んだ血気盛んな青年たちで、事件の中心的役割を果たし、琴田は刑死、山口は獄死、五十川、河野、天野らは無期徒刑で北海道の集治監に下獄した。また一方、近郊農村の同志加藤宗七は大坂事件に加わつて長崎で補縛され、同地で獄死している。

三春の自由民権運動は、こうした数多くの犠牲者のもとに、その輝かしい業績を残し、その「東」の発祥の地として語り継がれている。

三春正道館

山下重一

名門学院大学
名誉教授

松本登氏が三春町を中心とする自由民権運動の展開について詳細な報告をされた後、私は、三春の特異な民権学校であった正道館について報告した。正道館については、同校の整理委員の一人であった五十川左平次の家に伝えられた文書が発見され、郡山女子大の高橋哲夫教授によってその全貌が明らかにされている（『三春正道館』福島県三春町刊、『三春町史』近代1、第二編第二節「三春正道館の設置」）。

正道館は、明治十四年六月から一年余りしか続かなかつたが、高知から弘瀬重正、西原清東の二人を教員として招き、高度の翻訳書をテキストとして教育研究に当たった。その比類のない特色は、設立と維持の費用がすべて三春町の公費から支出されたことであり、五十川文書によれば、明治十四年四月五日付で創立委員が受け取った金額は、一二一七円五六銭九厘に上っている。三春出身の河野広中は、二度の高知訪問によって立志学舎のような教育機関を設けることの必要性を痛感して、三春町戸長であった松本茂に勧め、松本戸長は、町議会の議決によって正道館を町の費用で設置することに踏み切った。このような決断は、戸長をはじめ議員や学務委員などが民権派で占められ

ていたために可能であった。正道館は、三春藩校明德堂の跡にあった旧三春師範学校の建物を使用して、明治十四年六月頃に開校した。

教員として生徒と寄宿舎で寝食を共にした弘瀬重正、西原清東の二人は、立志学舎で英学を学び、立志学舎勸怠表によれば、弘瀬は、明治九年七月に第五等、同年十二月に第三等、西原は、十年に等外甲に在学していた。弘瀬は、終始高知で活動し、後に潮江村長となった。西原は、弁護士、代議士、同志社社長となり、後にアメリカ、ブラジルで大農園経営に成功した人物である（間宮国夫『西原清東研究』高知市立市民図書館）。この二人の教員は、立志学舎で学んだ英学の素養を生かし、正道館では、翻訳書によって自由民権の理論を教えた。立志学舎英学科の教員は、三春出身の深間内基をはじめ、慶応義塾から派遣された人々であった。福沢諭吉から算えれば、立志学舎で学んだ人々は、孫弟子に当たり、正道館の生徒たちは曾孫弟子に当たる。正道館は、全国に普及した慶応義塾の英学の系譜の中に特別な地位を占めていたといえることができる。

正道館のテキストについては、五十川文書中の購入図書請求書によってかなり分かる。次にその主なものを列挙する。

刑法論綱（ベンサム、林薫訳、明治一〇—一一）

立法論綱（ベンサム、島田三郎訳、明治一一）

自由之理（ミル、中村敬字訳、明治五）

西国立志篇（スマイルズ、中村敬字訳、明治三—四）

民約論（ルソー、服部徳訳、明治一〇）

権利提綱 (スペインサー、尾崎行雄訳、明治一〇)

社会平権論 (スペインサー、松島剛訳、明治一四一六)

歐羅巴文明史 (ギゾー、永峯秀樹訳、明治七二一〇)

英国文明史 (バックル、土居光華訳、明治二二一六)

仏国革命史 (ミニユエ、河津裕之訳、明治九一一)

国法汎論 (ブルンチェリ、加藤弘之訳、明治五一一八)

自治論 (リーバー、林薫訳、明治一三)

自由原論 (トクヴィル、肥塚竜訳、明治一四)

これ等は、粒揃いの古典的翻訳であり、『刑法論綱』『立法論綱』の原書 *Theory of Legislation* 『自由之理』の原書 *On Liberty* 『欧羅巴文明史』の原書 *History of European Civilization* は、立志学舎のテキストとして使われていた。二人の若い教員は、立志学舎での勉学を生かしてこれ等のテキストによって西欧の歴史と政治理論を教え、生徒たちと積極的に討論したのである。

正道館の生徒数については明らかではないが、高橋教授は、生徒の図書貸出控などによって、佐藤万吉、菅谷足太郎、中島松吉、琴田岩松、河野広鉢、中条信衛、五十川元吉、山口守太郎、栗原足五郎、天野市太郎、大高末時、武藤久松など主として旧三春藩士の子弟の名を挙げ、館生数は二十人乃至三十人であったと推定している。この中、明治十九年九月の加波山事件に参加或いは連坐した人々は、琴田(死刑)、山口(獄死)、河野(無期徒刑)、五十川(無期徒刑)、天野(無期徒刑)、栗原(禁固三箇月)の五人に上っているが、彼らが正道館に学んだのは、

琴田が二十歳を越えていた外は、十六、七歳の時であった。

明治三十三年刊行の野島幾太郎著『加波山事件』(東洋文庫に復刻)は、加波山事件で無期徒刑となり恩赦出獄後間もなかった五十川元吉の直話に基づくと思われる正道館関係の注目すべき資料を含んでいる。すなわち、河野広中らの民権家の演説を聞いて、「上は聖天子を蔑視し奉り、下は人心を欺瞞する」として憤慨していた漢学者熊田嘉麿が正道館から漢学教員として招かれた時、塾生に「塾員全部を挙げて入館し、秘密を探知得て、しかる後連袂退去せん。」と説いて、師弟共に正道館に移ったが、五十川、山口、栗原、天野らの塾生は、弘瀬、西原両教員の教授によって、「闊然として自由の理を悟り、融然として民権の義を解し、沃雲霽れ迷夢醒め、始めて熊田の言の誤りなるを知り、」熊田の勧めを振り切って正道館に止まったという。

正道館は、民権思想の普及のために、印刷機を購入して、付属機関として活版印刷所をつくり、『三陽雜誌』を刊行した。五十川文書によれば、委員の田母野秀頭は、明治十四年四月、五月、七月に福島町に出張して、印刷機、活字その他を合計九百余円で購入し、印刷技師を雇い入れて、『三春活版所』を正道館に併設した。福島町で植木枝盛を主筆とする『福島自由新聞』が創刊されたのは、明治十五年七月二十五日であるが、『三陽雜誌』は、それより前に、十四年十一月十五日に創刊号を発行した。局長は安積三郎、幹事西原清東、編集長兼印刷長琴田岩松であった。この雑誌は、二十ペーシ余の小冊子で、十四年十一月十五日、三十日、十二月十日、十五年二月二十五日付の四号

を出しただけで発行禁止になってしまったが、正道館の教員と館生の言論活動を生々と示している(『三春町史』10近代・現代資料一九七―二二七頁に四号全部が復刻されている)。

『河野警州伝』収録の深沢宮次の談話は、正道館の教育について次のように述べている。

「弘瀬、西原の二人が立志社から我が正道館に来て、政治、法律、経済の学を講ぜられたが、彼等は、学生と其の寝食を共にして居られた。先生(河野広中)も、暇さへあれば学館に臨んで講演せられた。其の教授は、組織だったものではなかったが、之を教うる人も、之を学ぶ人も、非常に真摯で熱心で、三四里も遠しとせずして通学したのもも尠くなかった。

先生も自ら躬行実践の範を示して、喧ましく其の主義を宣伝せらるるので、言えば必ず行ふと云ふ実行主義を主とし、何か相談でも極めると、出来ることならば夜でも解決して下ふ。当面為すべき事を明日に延ばすと云ふやうな事は無かった。

……学生は、能く演説会をやったものだ。先生を始め、先輩の諸君が来て居られる其の面前で或は演説し、議論を闘はした。何人でも演説の出来ぬを恥とし、下手でも何でも進んで演壇に駆け上り演説したものだ。」

このように小規模ながら充実した教育を行なった正道館であったが、弾圧のため一年余りで閉鎖されてしまった。十五年一月に二人の教員は高知に帰ったが、二月には、五十川元吉、山口守太郎、栗原足五郎は、師の後を追って高知で学ぶために出発した。なお、河野広躰は、明治十二年に叔父広中に連れられ

て高知に行き、立志学舎で学んでいた。二月に三島通庸が福島県令として赴任した直後、田村郡長加藤淳風は罷免され、後任の鹿兒島県人田中章は、三春警察署長岩下敬蔵とコンビを組んで、民権運動の弾圧に乗り出した。三月二十一日に新郡長から正道館の閉鎖を命じられた松本戸長は、これを拒否したため公判に付せられ、四月五日、軽禁固二箇月、罰金十円に処せられた。正道館は、明治十五年七、八月頃に短い歴史を閉じたのである。この間、河野広中をはじめ三春の民権家たちは、初夏以来の会津の道路工事をめぐる三島県令との対立のために県下を東奔西走し、正道館の若い館生たちも、直接街頭に出て、「田村壮士」と呼ばれる活動家となった。正道館の閉鎖後、印刷所は町役場に移管され、蔵書を活用するために書籍館と呼ばれる公共図書館が設立された。当時専従職員を置く公共図書館は、全国的に見ても稀有のものであった。自由民権運動に密着した教育施設としては、立志社がつくった立志学舎と高知共立学校が最も顕著なものであったが、三春町の正道館は、立志学舎の分身として、短期間ながら注目すべき役割を果たしたのである。

会津の自由民権運動

赤城 弘

(喜多方市史編纂
専門委員)

昨日は三春で、福島の自由民権運動の中枢に坐った河野広中を中心に田村郡の人たちの自由民権運動が、「福島事件」に大きな役割を果たしたことで話し合いがありました。今日は、この会津の地で、「会津の自由民権運動」ということでその運動の概略をお話するわけですが、これらについては、諸先学の研究者の方々によって色々と研究されていることは申すまでもないこととで、その研究のうえに地元の私たち喜多方歴史研究協議会の手で何が追求できるのかを、一九八〇（昭和五五）年五月、自由民権百年全国集会準備会に加わりながら、会津の自由民権運動で起きたこの事件を語り、研究すること、また、遺族の顕彰も大事であると考え、研究、顕彰運動に携わってきました。そんななかで、自由民権運動諸激化事件の嚆矢である「福島事件」の呼称も、現在では研究者のあいだで、「福島喜多方事件」あるいは「喜多方事件」として書かれるようになるなど定着してきています。

一 福島・喜多方事件の位置づけ

全国自由民権運動のなかで、福島・喜多方事件への評価は、

この事件が、豪農層の指導のもとに一般農民層が積極的に参加して、その間に広範な指導・同盟関係を形成しながらの闘争で、自由民権運動諸激化事件の最初の事件でもあり、その後の自由民権運動の高まり、激化、分裂、退潮の過程で画期的な意味合いを持つものとされたことにあります。

従来、「福島事件」の総称で呼ばれているこの事件には、三つの内容が含まれています。第一は、県令の専横に対決した福島県議会自由党派による議案毎号否決事件、第二は、会津三方道路開削工事を、地域住民の声を無視して強行したため会津農民が反対運動を起こした事件、第三は、河野広中らが政府顛覆の盟約をしたとされる事件です。簡単にこの三つの山場に触れておきます。

一八八二（明治一五）年五月、自由黨員の県会議員によって福島県議会は、議案毎号否決事件を起こします。福島県では、地方三新法（郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則）にさきがけて、福島県民会規則をつくり、全国の他県に比べて一年早い一八七八（明治一一）年に県会を開催し、ついで一八七九年には府県会規則による第一回県会が開かれていました。こんななかで、民権派と呼ばれる人たちが、地方人民の公租公課の負担軽減の要求とか、地方組織の民主化要求などを掲げて活動していたのです。当然のこととして、県会での毎号議案否決は、内容的には二票差の二三対二一の否決でしたが、県令の方針を指弾し排除するという闘争で、この否決派二三名の議員の中に、会津選出の議員は六名おりました。この県会闘争が第一の山場。

つづいて、第二の山場は、一月二八日、農民たちが会津三方道路開削反対運動で喜多方警察署に押し寄せ、抗議行動を行い弾圧された喜多方事件、この原因は、二月から始まった道路開削反対の闘いのなかで起こったものです。総称された福島事件の中核をなすもので、あとで経過を含めて話してみたいと思います。この喜多方事件を契機にして、県内の自由党員が逮捕され、そのなかで河野広中らが政府顛覆を謀ったとされた無名館血判盟約事件が第三の山場で、これが日本中の耳目を集め、福島事件といえ、このことを指してしまわうわけです。自由党福島部の本部であった無名館によつて活動していた花香恭次郎の口から、盟約書が存在があつたことが明るみに出たわけで、盟約の第一条に、「…圧制政府ヲ顛覆シ真正ナル自由政体ヲ確立スル事ヲ務ム」とあり、この顛覆の文字が問題になつたのです。当初、「顛覆」は河野の原案では「改良」であつた。「改良」をめぐり「更革」や「顛覆」の説が出た。盟約者たちの中でも思想や行動に分裂があつたわけです。このように政府顛覆が一部の同志で謀り主唱する状況にあつた無名館と「道路問題は、必ずしもわが党の専務とすべき問題ではない」という河野の対応のなかで、会津地方農民が闘っている会津三方道路開削工事反対運動に積極的に呼応することなどはできなかったわけです。皮肉にも、この圧制政府の「顛覆」の二字が内乱罪を構成することになつたのです。この無名館血判盟約や会津三方道路開削反対運動を裁く裁判は、なにしろ新刑法の治罪法によつて、初めて国事犯を裁くとあつて、全国の関心がこれに集まる。背景

には、日本国中に広がる自由民権運動で対立する政府対政党的闘いがあつたわけです。一八八三（明治一六）年二月に始まつた東京の高等法院の裁判は、四月に予審終結の結果、河野ら六名が内乱罪で公訴されたほかは、会津三方道路開削反対闘争については全員無罪放免になります。「盟約者」一点だけを証拠にした無名館血判の河野ら六名の国事犯事件も、九月には、河野は軽禁獄七年、田母野他五名は軽禁獄六年の判決言い渡しを受けますが、勿論、兇徒聚衆罪には問われず免訴でした。

二 会津の自由民権運動が表出した喜多方事件

いまお話しした三つの山場が、一つに総称されたのが福島事件であり、その中核となつたものが喜多方事件すなわち会津三方道路開削反対闘争であつたことは、先ほど言いました。

この喜多方事件のなかに、会津地方の自由民権運動のありようがはつきり見られる。つまり、喜多方事件を学べば、会津の自由民権運動の歴史がわかるという構図です。この事件は、自由党の考えに同調する一般農民とのあいだに指導関係の同盟組織が自由党派豪農によつて推進され、県令に抵抗して起きた事件です。これまでの多くの自由民権研究者の言葉を借りれば、喜多方事件は、自由民権運動が到達しえた最高の闘争形態だと評価されています。自由党派豪農と農民がともに団結できた条件として、国会開設請願運動を望む運動が地元でも以前からあり、それに地方に住む農民の要求とが結びついたという点にあります。会津三方道路開削反対運動が、ただ単に国から押しつ

けられた政治に反対するというだけでなく、自分たちの地域に結びついた運動のなから、日本の国の政治を変えていこうという要求を出している。この点で、全国の自由民権運動のなかでも、この喜多方事件は非常に特異なものでした。

以下、簡単に事件の経過を地元会津の自由民権運動と織りまぜて追ってみます。

喜多方を中心にして自由民権運動が高まってきた背景に、福島県内での民権政社の発展があります。喜多方地方でも愛身社が一八七八(明治一一)年、安瀬敬蔵、宇田成一、前田耕作、遠藤直喜、山口千代作、中島友八らの「豪農及各村戸長」によって設立されました。愛身社については、石川や三春にできた政治結社(石陽社、三師社)よりも、政治的な意識が低いと云われますが、愛身社を設立したこれらの人々は、会津地方では、親方様(オヤカツアマ)と呼ばれていた旧肝煎層であり、この地方の「興産」に力点を置きながら、自らの教養を高め、民権を主張していこうという動きを見せていたのです。この親方様と云われた人々が、戊辰戦争での会津落城十日後に起きた会津ヤーヤー一揆(世直し騒動)で、農民たちの襲撃の的となった肝煎層出身者であることを考えると、大変な自己変革であると同時に、農民たちと同盟組織を形成していくことは非常な進歩であるといえます。この愛身社ができる以前にも、私塾という形で、渡部思斎の研幾堂(野沢)、菅井栄らの明倫義塾(熱塩)、佐藤玄孝の静思塾(山都)などの学習塾が、いずれも民権派に属するこれらの人々たちによって指導されてきました。

また、会津地方にも、民権運動のあらわれとして、国会開設請願運動が盛んに行われています。この国会開設請願運動をめぐって、愛身社の運動にあきたらず、一部の人たちが分離して先憂党という政治結社が、一八八〇(明治一三)年一月、三浦茂次郎、三浦信六、上野莊松、原平蔵らによって加納村に結成された。先憂党が集めて、原平蔵に委任した二一カ村二五八名の国会開設請願者名は、後の会津三方道路開削反対運動の中心となる地域と重なってくることは興味深いことであり、三浦茂次郎や遠藤直喜らも地元から国会開設請願書を提出しています。さらに、国会開設請願運動の高揚が中央での自由党結成を生みだし、その二カ月後の一八八一(明治一四)年一二月に、福島には自由党福島部、会津にも会津部と、自由党規約によれば県内に一つの原則が、二つの地方部となつて出現したわけです。自由党会津部(発足時選出役員、地方部理安瀬敬蔵、副部理三浦茂次郎、党務委員宇田成一、中島友八、三浦信六)の誕生をみたわけです。

こういった状況のもとで、県令三島通庸が、一八八二(明治一五)年二月一七日山形より福島へ着任する。すぐさま、会津三方道路(若松を基点にして山形、新潟、栃木への道路)開削を始めた。規則を無視して選出された議員による会津六郡連合会を編成、六郡連合会決議の名前で無理やりに会津三方道路工事を強行する。一ヶ月に足らざる期間にです。会津の農民が工事に反対した理由は、三島県令の工事方法が自分たちの要求を無視しているので許せないということです。会津は山に囲まれ

た中にあり、道路が外部に通じないと困る、農民の心情としても、会津を産業的に発展させるために道路をつくるという考えには決して反対ではなかったのです。ただ一方的な県令のやり方は納得できない、話し合いによる道路開削なら喜んで協力しようという気持ちがありました。村によっては、例えば、三方道路開削反対に中心的な役割を果たした耶麻郡米岡村や熱塩村の人たちは、地元の熱塩から米沢へ抜ける道路をつくるなら協力する道路計画書まで提出したのです。これは、後日談になりますが、百年後の現在では、国道一二一号として当時の要望した道筋で米沢へ開通して供用されているのです。

道路開削が進展するなかで、農民たちの要求をうけて六郡連合会自由党派議員たちの反対運動は、県令との渡り合いに、太刀打ちできなくなりません。例えば、八月一七日の会津三方道路起工式の夜、若松の栄町清水屋に投宿して、六郡連合会臨時会開会の請求をしていた宇田成一らを暴力をもって襲った事件などは、一部の会津士族による帝政党員が、三島県令の内意を受け、自由党つぶしの先兵になったものです。この清水屋事件を境にして、対県令との闘争方法も幅広く自由党员と農民とが手を握る共同闘争へ転換し、結成されたのが九月の権利回復同盟です。自分たちの考えや地域の要求を入れたうえで、みんなの力を合わせて道路づくりをしよう、そうでない道路づくりには反対すると云う生き方を表面に出した同盟組織でした。「権利回復規約書」をつくり、権利回復の訴訟提起を中心に、人民の権利と公益のうえに立つ適切な道路工事を要求した権利回復同盟

が生まれたこと、そこに七千余人の農民たちが結集したことなどは、全国自由民権運動のなかでも傑出した闘争形態と評価されたものです。つまり、地域住民とのあいだに地域開発をめぐる二つの路線の対抗が生まれたわけです。自由党派農民の道路開削要求の方向を民主的地域開発の道であるとすれば、県令、政府の方法は中央集権的地域開発とも云うべき道です。事が道路開発だけの問題でなく、明治国家の政治路線の方向にも及ぶ問題で、三島県令は最初から、道路づくりを自由党つぶしという政治決戦の手段に使ったものでした。

ですから、裁判終結まで正夫服役、代夫賃上納拒否をする反対農民たちは、一〇月から一月にかけて、国家権力による弾圧の強化をうけ、不服者は説諭や公売処分追い込まれます。こうなると、農民たちの中にも、工事服役不服訴訟ではもはや打開の道がないのではないかという不安も出てきます。事件が切羽詰まったなかで先が見えているという情況もあった。また、三方道路開削反対運動を指導した中心人物の中からも運動からの脱落者や対立者が出てきた。こんな段階をむかえて、ようやく福島の無名館も県下の党员に会津救援を呼びかけ、他県人も党中央より派遣されてきます。一月半ばの同盟本部の動きのなかで、警察側のスパイ安積戦によって提案された「特別内規約」や「六郡総理本部よりの発令」は、後になって会津三方道路開削工事反対の指導者が「国事犯に問われる根拠にもなったものです。一月二八日、おもだった同盟指導者逮捕に憤り、宇田成一らの拘引の理由を警察署にただそうと弾正ヶ原に集結し

た農民たちは、薄暮のなかで代表者を選んで散会します。喜多方警察署に戻った代表者を警察署側は軽くあしらひ、門前で結果を待つ群衆より砂石の投げ入れがあると、警官隊は一斉に抜刀して門外の群衆におどろこみ、力にまかせて群衆を追い払ったのです。二名が斬られて重傷を負い、四名がその場で逮捕されました。この弾正ヶ原集結と喜多方警察署押し出しは、三島県令の思うツボにはまった。上京中であった三島は、すぐに密電を打って、この機会を逃さずに関係者全員の逮捕を命じ、その夜半には、喜多方警察署から六軒の山際にある新合村の同盟本部（赤城平六宅）も襲われ、他県人を含めた指導者四名が捕縛される。会津だけでなく県内全域にわたり、一二月一日には、福島は無名館で河野広中らが逮捕され、以後県内各所から捕まった自由党員が会津に護送され、裁判にかけられます。先ほども触れたように、警察署は、事件を兇徒聚衆罪と内乱罪で告発し、裁判所は予審の結果、河野他五七名を内乱罪として凶事犯を裁く高等法院へ移すことになり、他は、地元の福島軽・重罪裁判所の各裁判で判決を受けたり、兇徒聚衆付和随行罪で二九一名が起訴されました。

三 画期的な福島・喜多方事件と顕彰運動

いまお話しした三つの山場が、福島・喜多方事件の経過ですが、事件は、これで終止符が打たれたわけではありません。三島県令は、無名館グループを獄中に入れることには成功しましたが、すぐに、無罪放免になった同盟指導者に再度の挑戦をしかけま

す。これに対抗して、同盟再建の困難ななかで指導者たちは、八月、不正工事廃止の訴訟を東北各県の同志たちの援助を受け宮城控訴院へ提出する第二次訴訟で応戦します。結果は、三島県令の官吏侮辱罪による追い打ち、さらに、控訴院の却下により、指導者たちの法理を尽くした闘いは敗れてしまい、会津三方道路は、三島の思いどおりに、翌年の一八八四（明治一七）年九月に開通式を迎えるわけです。

地域住民の生活を守る闘いにも構築して、その闘いに敗れた同盟指導者たちは、その後の生き方に各自が余生を賭けていきます。その生き方も三つの型に分けて考えられます。一つは、保守派と妥協し、政治目標を地方利益の実現におく人たち、大多数の人がこの道を歩きました。二つは、地方自治要求の節を曲げずに民権派の大同団結に望みをつなぎ、自由民権運動の退潮のなかでも最後まで孤墨を守りとおそうとした人たちです。三つは、続いて起こる諸激化事件のなかに身を投じ、加波山事件、秩父事件、大阪事件などの核心に関わっていった人たちです。このような三つの型に分けられる生き方は、全国自由民権運動家たちの縮図そのものでした。

弾圧後に会津地方、福島県全体が暗黒時代をむかえるわけですが、自由民権運動期の時代的制約のなかでは、致し方のない限界かもしれせん。いづれにしても、地域住民の権利（入権）や新しい国づくりの考え方（民主主義）、方向性（地方自治）を表出していたということで、福島・喜多方事件は、自由民権運動のなかでも画期的な事件であったといえます。

最後に、地元における喜多方事件顕彰運動について触れてみたいと思います。顕彰運動は、研究と遺族の顕彰とが両輪となつて進めねばならないことを、私たち喜多方歴史研究協議会の会員は、秩父事件の顕彰研究会や北海道民衆史研究会の活動から学びました。その間、一九七二（昭和四七）年の当地における自由民権運動喜多方事件九〇周年記念市民のつどいを手始めにして、「同盟指導者中心」の事件像から、「結集した農民が存在したからこそその事件である」との、研究の視点を常に民衆の立場に据えることを提起してきました。百周年を展望しながら、九七周年の総括課題として、一つ、掘り起こしを遺族の方の参加を得てもっと日常的に進める、二つ、掘り起こしの成果を多くの人に返す運動をもっと進める、三つ、全国的な研究・顕彰運動を学び交流のなかで力をつける、四つ、顕彰碑建立や資料館設置、遺跡地の保存に努める、五つ、現代にどうつなげるか、などを取り上げ、一九八二（昭和五七）年一月に百周年記念集会をむかえました。市当局を中心に、喜多方事件百周年記念事業推進委員会を設置して、各担当分野での仕事をはじめ、当日の記念集会には、県内外から集まった五百人の人たちによって、福島・喜多方事件の研究の整理や再検討がなされ、研究・顕彰運動の総括が行われました。なかでも、喜多方事件百周年記念顕彰碑建立運動は、独自に実行委員会を結成し、会津ばかりでなく県内、全国より趣旨に賛同された四千二百人からの会員から、八百五十拾二万円の募金が寄せられ、顕彰碑のみならず民権遺跡地の案内板や資料館設立のための基金ともなりまし

た。また、昨年は、喜多方事件を前史として起きた加波山事件を顕彰するために加波山事件顕彰実行委員会を結成して、この会津の地より加波山事件に参加し尊い犠牲となつた三氏（三浦文次、横山信六、原利八）の思想や行動を学びながら、その人たちの魂を私ども会津に住む住民の心の中に復権させる運動を起こしました。すでに先人によつての顕彰墓石（三浦、横山）のある熱塩加納村示現寺境内の隣接地に、原利八の墓石と加波山事件判決百十周年記念顕彰碑を建立しました。集まつた建立募金四百七拾万も一千四百人からの県内外の会員や団体、企業から寄せられたものでした。

このような顕彰碑建立運動は、民権遺族や地域住民の歴史認識の変革を伴わなければならないということも、強く考えさせられていたことであり、そのためにも研究と顕彰運動を一体化する取り組みが重要になってきます。幸いなことに、昨年七月に、喜多方市史編纂による「自由民権運動資料集」が発刊されました。自由民権運動の資料としては、一九六四（昭和三九）年に刊行された「福島県史 11巻 近代資料 I」がありますが、その時に編集にあつた大石嘉一郎先生が、三十二年を経て本巻の監修者になり、喜多方事件、加波山事件、大阪事件までを含む自由民権運動資料を、喜多方を中心に会津地方での新資料を掘り起こし編集したものです。特に、法学部を中心にした本日の梧陰文庫研究会の先生方にとっては、一八八二明治一五）年一月、治罪法の施行に伴い複雑になった裁判制度のなかでの、自由党員の裁判の様子や訊問調査、再審之訴趣意書などは興味

のあるところかも知れません。この喜多方市史の発刊によって、今後、いつそその研究と顕彰運動を一体化する取り組みがなされると思われれます。

今まで話した会津での自由民権運動の研究・顕彰の課題に、百年前の会津の民権派農民が望んでやまなかつた地方住民のための政治を実現するという民主主義運動を継承発展させねばならぬということがあります。このことは、福島・喜多方事件、いや、全国の自由民権期運動研究の大切な視点として、現在でも生きていると思つています。

以上、会津の自由民権運動が、どのように生まれ、それが現在までも、この地に伏流水となつて湧き続けていることかを、報告させていただきます。